

■軽自動車税の納税を忘れずに

平成31年度軽自動車税納税通知書の発送は4月15日(月)を予定しています。

納期限は5月7日(火)です。納期内の納入をお願いします。

■身体障害者手帳をお持ちの方は減免の場合があります

課税対象者で、次の要件に該当する方は申請により課税が免除される場合があります。

- ・身体障がい者等が所有する軽自動車等
・18歳未満の身体障がい者または精神障がい者と生計を同じくする方が所有する軽自動車等
申請期限/4月26日(金)
申請に必要な書類等/
手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)
運転免許証
印鑑
自動車検査証
マイナンバーの通知カード
または個人番号カード

■減免の対象

■土地・家屋価格等の縦覧、固定資産課税台帳の縦覧ができます

4月1日から、平成31年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳の縦覧が行えます。

縦覧・閲覧の際には、印鑑と本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)をご持参ください。(代理人の場合は委任状が必要です)

借地人・借家人等の方も地主・大家所有の資産のうち借地・借家部分の内容を閲覧できますので、その関係が証明できる賃貸借契約書等を持参してください。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

お持ちの土地や家屋等と、

・軽自動車税減免申請書
その他/
軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。
※すでに自動車税(道税)の減免を受けている方や障がい者等級などによっては減免の対象にならない場合があります。

申請期間/4月26日(金)
申請に必要な書類等/
手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)
運転免許証
印鑑
自動車検査証
マイナンバーの通知カード
または個人番号カード

同一区内にある同様の種類の資産との価格等が比較できます。
縦覧期間/4月1日(月)~5月31日(金)
8時45分~17時30分
※土日・祝日を除く
縦覧場所/
市役所1階 税務課
※宗谷・沼川地域に居住されている方は、各支所に申し出てください。

固定資産課税台帳の縦覧
お持ちの固定資産の課税内容が確認できます。
縦覧期間/4月1日(月)~翌年3月31日(火)
8時45分~17時30分

市内全域の縦覧:
市役所1階 税務課
宗谷地域(宗谷支所管轄区域)の縦覧:宗谷支所
沼川地域(沼川支所管轄区域)の縦覧:沼川支所
※登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3か月までの間に、市内市固定資産評価審査委員会(市税務課内)に審査を申し出てください。

お問い合わせ/
市税務課資産税グループ
23-6393

■空家等の適正管理をお願いします

近年、全国的に適正管理されていない空家等が防火・衛生・景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

■空家等の適正管理は所有者等の責任です

条例では、所有者等が空家等の適正管理を行わなければならないと規定されています。

所有者の皆さんは、自分が所有している空家等を定期的に点検する、自分で管理できない場合は業者等に依頼する、など、所有者の責務を果たすことに努めてください。

■相続放棄しても空家等の管理責任はあります

民法では、空家等の相続放棄をしても次の相続人が決まるまでは、一番最

後に相続放棄した方に管理責任があると規定されています。
相続放棄しても、次の相続人が決まるまでは空家等の適正管理に努めてください。

■事故がおこる前に早めの対応を

建築の専門家に相談して、修理・改修をしましょう。
老朽の著しい建物については、建築の専門家や解体業者に相談、解体処分を検討しましょう。

土地、建物の売却を検討の際は、不動産業者に相談しましょう。

お問い合わせ/
市都市整備課建築指導グループ
23-6466

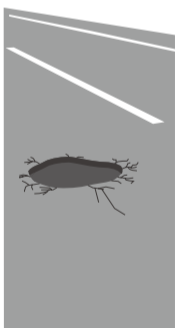
■道路の「穴ぼこ」を見つけたら...

市では、歩行者やドライバーの皆さんが安全に道路を通行できるように、道路整備を進め、道路パトロー

ルを随時行い、点検補修を行っています。

特に道路の「穴ぼこ」は、その窪みによって大きな事故や被害につながることもあります。

もし、道路で「穴ぼこ」等の損傷や異変を発見した場合は、ご連絡ください。
お問い合わせ/市土木課事業推進グループ
23-6463



■消費税軽減税率に関する説明会を開催します

10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度についての説明会を次の通り開催します。説明会に参加を希望される方は、事前に電話で申し込みください。

日時/
4月26日(金)、5月21日(火)
10時~11時、14時~15時
場所/稚内税務署会議室(稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎)

定員/20名
対象者/
全ての事業者の方
内容/
①軽減税率制度の概要
②制度実施後の帳簿・請求書の記載方法
③中小事業者への支援措置
④事例紹介

申し込み/
稚内税務署法人課税部門
23-1155(内線5641)
※音声ガイダンスに沿って「2」を選択。

自衛官採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所では、自衛隊幹部候補生(一般)等の募集受付を行っています。

Table with 3 columns: 種目, 試験日, 受付期間. Rows include 自衛隊幹部候補生(一般)大卒程度試験, 一般曹候補生, 自衛官候補生.

申し込み・問い合わせ/

- ・自衛隊稚内地域事務所 23-2721
・市総務防災課総務グループ 23-6235